

# 定例記者会見資料



公立大学法人  
島根県立大学

○日 時	令和3年7月12日(月) 11時00分～
○会 場	島根県立大学 本部棟2階 特別応接室
○会見者	清原正義 理事長・学長
○会見項目	<b>【3キャンパス共通】</b> ・津和野サテライトオフィスの設置について ……………〔資料1〕  ・公立大学法人島根県立大学と島根県立出雲商業高等学校との高大連携に関する協定締結式について ……………〔資料2〕  <b>【浜田キャンパス】</b> ・「海遊祭」の開催について ……………〔資料3〕  <b>【松江キャンパス】</b> ・「こっそり畑プロジェクト」～松江農林高校との高大連携事業について～ ……………〔資料4〕
○資料提供項目	<b>【3キャンパス共通】</b> ・「大学案内パンフレット2022」について ……………〔資料5〕
○行事予定	<b>【3キャンパス共通】</b> ・特別番組「創設!しまねの未来を担う人財奨学金」の放映について 日時:7月18日(日) 8:30～9:00 (TSKさんいん中央テレビにて放映) ……………〔資料6〕
○その他	<b>【3キャンパス共通】</b> ・新型コロナウイルスへの対応について ……………〔資料7〕

※会見及び資料提供に関する問い合わせは、資料に記載されている担当者あてにお願いします。  
なお、行事予定の問い合わせは、以下のとおり、お願いします。

浜田キャンパス 企画調整室 TEL 0855-24-2201  
出雲キャンパス 管理課 TEL 0853-20-0200  
松江キャンパス 管理課 TEL 0852-26-5525

島根県立大学  
マスコット  
キャラクター  
オロリン



※次回の定例記者会見は 令和3年9月9日(木) 13:30 から開催予定です。

令和3年7月12日  
島根県立大学 浜田キャンパス  
企画調整室 的場  
電話：0855-24-2201

## 津和野サテライトオフィスの設置について

### 1. 経緯

#### ➤ 西周研究の推進

島根県立大学西周研究会（2002年発足）が2017年4月に始めた『新・西周全集』の編纂に津和野町が協力。編纂の過程で得られた情報や、大学における過去の研究成果を郷土研究に生かしている。

#### 西周シンポジウムの開催

2002年より開催している。今年度で20周年を迎えた

#### 『新・西周全集』の刊行

島根県立大学西周研究会が中心となり、『新・西周全集』全6巻の刊行を2023年度より開始予定。

#### ➤ 協定締結

2017年12月に津和野町との連携協力協定を締結した。

津和野町は、藩校養老館で西周を展示の目玉にする方針。さらに、30代までの研究者の論文を対象に「西周賞」を設けるなど、全国の研究者のネットワーク構築も目指している。

### 2. 津和野サテライトオフィスの設置

2020年4月に『旧喜多屋』（津和野町大字森村530番地）に設置した。

#### ➤ けんだい協力サポーターによる活動

西周シンポジウムの開催に尽力され、『新・西周全集』にも協力いただいている津和野町集落支援員の山岡浩二氏が「けんだい協力サポーター」としてサテライトオフィスにて引き続き活動される。

#### ➤ 「つわの未来塾」の開催

浜田キャンパス井上厚史教授のゼミ生が月1回程度、津和野サテライトオフィスで開催する津和野町の未来を楽しく真剣に語る学びの空間。（2021年5月より開催）

毎回1人（あるいは1グループ）が、津和野を元気にする提案をおこない、それについて参加者が自由に討論する場で、県立津和野高等学校の生徒もオンラインで参加する。

地域政策学部地域づくりコースの教員8名もコメンテーターとして参加する。



## 【資料2】

令和3年7月12日  
島根県立大学 浜田キャンパス  
担当：連携交流課 雪吹（ゆぶき）  
電話：0855-25-9063

### 公立大学法人島根県立大学と島根県立出雲商業高等学校との 高大連携に関する協定締結式について

公立大学法人島根県立大学と島根県立出雲商業高等学校とは、包括的な高大連携に関する協定を締結することとしました。

両者は、相互の教員・職員・学生・生徒が連携して、魅力ある大学・高等学校づくりを推進することを目的とする高大連携事業を実施していきます。

つきましては、協定締結式を下記のとおり挙行いたします。

#### 記

#### 1. 日時

令和3年7月16日（金） 14：00開始

#### 2. 場所

島根県立大学 松江キャンパス 管理棟 大会議室  
（島根県松江市浜乃木7-24-2）

#### 3. 次第

- （1）開式
- （2）出席者紹介
- （3）協定書署名
- （4）島根県立出雲商業高等学校校長あいさつ
- （5）公立大学法人島根県立大学理事長あいさつ
- （6）閉式

#### 4. 出席者

島根県立出雲商業高等学校 水津則義校長 他  
公立大学法人島根県立大学 清原正義理事長 他

令和 3 年 7 月 12 日

島根県立大学 浜田キャンパス

・海遊祭実行部長 齋藤 幸也 [gakuyusk@policy.u-shimane.ac.jp](mailto:gakuyusk@policy.u-shimane.ac.jp)

・学生支援課 福間 純弘 0855-24-2202

## 第 22 期（2021 年度）海遊祭の開催について

○日 時：10 月 9 日（土）09:00～17:00

※ 台風などの天候の状況により、10 月 10 日（日）に順延する可能性あり。

○テーマ「Re:START<sup>^</sup>祭起動（さいきどう）～」

○コロナ感染対策を講じながら縮小開催で行う。主な内容は以下のとおり。

- ・開催日時を 1 日のみとする。（例年は、2 日間）
- ・地域の方々はお招きせず、学生と教職員のみで開催する。
- ・学外からのゲストを招いての催しは行わない。
- ・模擬店は出店数を制限し、密にならないように配置する。
- ・企画は屋内のみとし、各会場に人数制限をして対策をする。
- ・会場入口で、参加者名簿の作成する。内容（氏名、学籍番号、電話番号、行動歴）
- ・コロナ対策担当を設置して、施設・物品の消毒、換気を行う。
- ・今後のコロナ感染状況によって、運営方法の変更または開催可否について検討する。

令和3年7月12日(月)  
島根県立大学 松江キャンパス  
担当:短期大学部保育学科  
梶谷朱美(かじたに あけみ)

## 「こっそり畑プロジェクト～松江農林高校との高大連携事業」について

### 1. この活動の趣旨や目的

○短期大学部保育学科では、松江農林高校での高校魅力化のコンソーシアムを受け、農業体験をベースにした食育の知識や技術をもった保育者の養成を松江農林高校との連携により実施する「こっそり畑プロジェクト」を開始しました。すでに保育学科の2年生が「保育内容環境の指導法」の授業で、松江農林高校の先生に畑の土づくりや夏野菜の作り方等をご指導いただきました。さらに、保育学科の学生と松江農林高校の生徒が農業体験を通じた交流会を開催することになりましたのでご報告いたします。  
この交流会は、保育者を目指す高校生と保育学科の大学生との交流により保育学科への進路実現に向けた意識の醸成と本学への理解を深めることを目的としています。

### 2. 日時

○令和3年7月12日(月) 16:30～17:30

### 3. 場所・会場

○島根県立大学松江キャンパス カメリアホール及びグランド畑周辺  
〒690-0044 松江市浜乃木7-24-2 駐車場完備

### 4. 担当者

○島根県立大学短期大学部保育学科  
・短期大学部長 教授 梶谷朱美(かじたに あけみ)  
・短期大学部保育学科長 教授 宮下裕一(みやした ゆういち)  
・短期大学部保育学科 講師 小林美沙子(こばやし みさこ)

### 5. 内容(別添文書あり)

○サツマイモ苗の定植やマリーゴールドなどの草花の播種や交流会の実施

### 6. 対象者・参加人数

○対象者は保育学科2年生19名と松江農林高校生7名

令和3年7月12日  
島根県立大学 浜田キャンパス  
アドミッション室 松崎  
電話：0855-24-2203

## 【資料5】

### 「大学案内 2022」について

島根県立大学・島根県立大学短期大学部「大学案内2022」（浜田キャンパス・出雲キャンパス・松江キャンパス）が完成いたしました。

全学部・学科・コースの紹介や留学制度の説明はもちろん、学生や教員のインタビュー、学生生活の様子も掲載しています。

大学案内は浜田キャンパス事務局アドミッション室、出雲キャンパス教務学生課、松江キャンパス教務学生課で無料配布しています。

郵送による資料請求については下記のURLからお申し込みください。

#### ▼資料請求はこちらから

(浜田キャンパス) <http://hamada.u-shimane.ac.jp/admission/request/>

(出雲キャンパス) <http://izumo.u-shimane.ac.jp/admission/index.html#shiryou>

(松江キャンパス) <http://matsuec.u-shimane.ac.jp/admission/material/request/>

以上

#### <お問い合わせ先>

浜田キャンパス：アドミッション室 TEL:0855-24-2203

出雲キャンパス：教務学生課 TEL:0853-20-0215

松江キャンパス：教務学生課 TEL:0852-20-0216

## 【資料6】

令和3年7月12日  
島根県立大学浜田キャンパス  
企画調整室 的場  
TEL 0855-24-2201

### 特別番組「創設！しまねの未来を担う人財奨学金」の放映について

このたび県内就職を希望する学生を対象に創設しました「しまねの未来を担う人財奨学金」にご協力いただきました山陰中央テレビジョン放送株式会社グループより田部社長、島根電工株式会社より荒木社長、そして本学清原理事長との鼎談番組が下記のとおり放映されますのでお知らせいたします。

#### 記

番組名：島根県立大学「創設！しまねの未来を担う人財奨学金」  
～ふるさとへの思いが未来を変える！～

放映日時：令和3年7月18日（日）8:30～9:00（さんいん中央テレビ）

概要：「しまねの未来を担う人財奨学金」は、島根県立大学未来ゆめ基金を活用し、島根県立大学又は島根県立大学短期大学部に在籍する優秀な学生のうち、将来にわたり島根のために貢献する意欲を持ち、島根県内における就職を強く希望する者に対し、島根県の将来を支えていく意欲を持つ優秀な人材の県内定着を促進することを目的とした奨学金制度です。  
この番組では、この奨学金制度創設の経緯や背景、そして大学側としてこの制度に期待する事柄や、企業側から県内就職と人材確保に向けたビジョンなどを語っていただきます。



<収録の様様>



新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る島根県立大学の教育・研究・諸活動に関する方針

(この大学方針は国や島根県の自粛要請等を踏まえて大学独自に方針を定めたものです。)

R3.6.25

キャンパス	教育・研究活動(準備含む)	授業(講義・演習・実習)	インターンシップ(IS)	就職活動	学生の構内立ち入り 学外者のキャンパス 訪問	クラブ・サークル活動	学生の アルバイト	学生の大学施設 利用(体育館・ グラウンド等)	大学施設の 外部貸し出し	図書館	学内会議	事務体制	学生寮の運営	県境をまたぐ移動と健康観察	学生の海外渡航	その他
浜田 ※6/15 から。		各キャンパスにおいて各学部・学院研究科・短期大学部の定めるところにより、対面授業を中心として授業を実施することとします。対面授業を実施する際は、別に定めるガイドラインに準ずることとします。なお、基礎疾患があるなどの理由により対面授業への参加が困難な学生のために最大限の配慮【例えば、遠隔授業の並行実施(ハイブリッド型授業)や課題等の代替措置により欠席扱いにしない】を実施します。検温をはじめとする日々の健康観察を行い、基本的な感染症対策に取り組んでください。	ISについて、次の条件を満たすものについて、参加自粛を解除します。事前に「インターンシップ届」を提出の上、感染拡大防止対策に最大限の配慮をするようお願いいたします。 ・ISへの申込日及びIS開始日の前日に、IS実施地域への新型コロナウイルスに関する移動制限が発出されていないこと。	引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。対面形式の採用説明会・採用試験への参加など、外出せざるを得ない場合は、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)に最大限の配慮をしてください。	感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)に最大限の配慮を行って下さい。	各キャンパスにおいてコロナ対策として定めたガイドライン等に従うことを条件に、一部の課外活動を許可します。(ボランティア活動を含む)	・アルバイトは、十分な感染予防措置がされている施設・事業所であることを前提とし、自らも感染拡大防止対策に最大限の配慮を行って下さい。		引き続き、全面禁止とします。なお、以下の利用については、一部許可します。 ・会話を伴わない試験会場利用(高校等の模擬試験含む) ・学生、教職員を対象とした献血等の社会貢献に資する利用 ・選挙に伴う、開票所及び学生、教職員向けの期日前投票所利用				学生寮は集団生活の場であり、個人のプライバシーを尊重しつつ、コロナ禍の現状では寮生各自の行動に一層の責任が求められます。寮生は各寮の規則を遵守し、各寮においてコロナ対策として定めたガイドライン等に従ってください。	・常時、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。 ・コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合や濃厚接触者となった場合は、最寄りの保健所及び浜田キャンパス学生支援課まで連絡してください。また、対応方法に不安を覚えた際には遠慮なく大学事務局又はゼミ教員に連絡して相談してください。 ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛してください。やむを得ずこれらの地域へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ➢感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、三密の回避等) ➢繁華街への夜の外出は控える。 ➢会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。		
松江 ※6/25 から。	引き続き、感染拡大防止に配慮して、教育・研究活動を行うことができます。	(2021年度春学期の授業) ※浜田キャンパスでは、原則、対面授業を主として実施しますが、授業によっては全ての回次又は一部の回次で遠隔授業を実施します。来日ができない留学生には遠隔授業を実施します。なお、対面授業の実施に万全を期するため、感染しないための慎重行動と検温をはじめとする日々の健康観察を行ってください。 ※出雲キャンパスでは、原則対面授業を実施します。	WEB形式の活動を主とすることを推奨します。県外への移動については島根県の移動自粛要請基準に準ずることとし、インターンシップ活動を行う際は、事前に教務学生課キャリア担当(保育・教育職インターンシップ)へ活動予定を報告してください。	引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。島根県が定める移動自粛要請地域に滞在した場合は、島根に帰県後2週間は健康観察が必要ですが、学内で実施するPCR検査の結果が「陰性」であった場合、または新型コロナウイルスワクチンの2回目接種後7日(モデルナ社は14日)を経過している学生については、保健室に報告の上、帰県後2週間を待たずに対面授業の出席を許可します。但し、上記検査が陰性であっても、発熱等の体調不良がみられた場合は、	感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)に最大限の配慮をしてください。島根県が定める移動自粛要請地域からの来学は、ご遠慮いただきます。 高大連携活動及び入試広報イベントについては、別に定めるガイドラインに準ずることとします。	各キャンパスにおいてコロナ対策として定めたガイドライン等に従うことを条件に、一部の課外活動を許可します。  ボランティア活動については、対面での活動は教員指導のもと十分な感染症予防対策を講じた上で行ってください。就職につながるボランティア活動については、事前に下記申請先の許可を得た上で実施してください。(申請先:教育・保育関係機関での活動については教職センター、それ以外の一般企業・公的機関等での活動については教務学生課)	・感染リスクの高い施設でのアルバイトは自粛してください。 ・帰省等により感染拡大が報じられている地域にいる場合は、極力アルバイトを自粛してください。		引き続き、全面禁止とします。おはなしレストランライブラリーについては、引き続き下記について徹底することで、一般利用を行いません。 ①基本的な感染防止対策(マスク着用、検温、手指消毒等) ②利用者の時間制限、人数制限等 ③図書、館内の消毒等 ④授業に必要な読み聞かせ等の集会は、別に定めるガイドラインにより、人数制限をして再開する。			引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)に最大限の配慮をして、対面会議も利用しますが、遠隔会議システム等を利用したオンライン会議の開催を推奨します。	・島根県が定める移動自粛要請地域に滞在した場合は、島根に帰県後2週間は健康観察が必要であるが、学内で実施するPCR検査の結果が「陰性」であった場合、また新型コロナウイルスワクチンの2回目接種後7日(モデルナ社は14日)を経過している学生については、保健室に報告の上、帰県後2週間を待たずに対面授業の出席を許可します。 ・常時、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。 ・県外への移動、移動先での更なる移動(県内への帰省含む)の際は、事前に移動先・期間・体調をゼミ教員に報告してください。 ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合(発熱・咳・味覚症状等)は、かかりつけ医または最寄りの保健所に連絡してください。PCR検査等を受けた場合は、松江キャンパス教務学生課まで連絡してください。 ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛して下さい。やむを得ずこれらの地域へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ➢感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、3密の回避等) ➢繁華街への夜の外出は控える。 ➢会食などの際も、いわゆる3密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。	引き続き、大員関係者全員に感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)を要請します。また、教室や各事務室の扉や窓は常時開放とします。  なお、春学期の海外における研修を中止し、秋学期の海外における研修の実施については9月末までに、協定留学についてはプログラム開始の2か月前を目安に決定します。		
出雲 ※4/19 から。 今回変更なし。		※松江キャンパスの学生は、就職活動等で島根県が定める移動自粛要請地域に滞在した場合は、島根に帰県後2週間は健康観察が必要ですが、学内で実施するPCR検査の結果が「陰性」であった場合、または新型コロナウイルスワクチンの2回目接種後7日(モデルナ社は14日)を経過している学生については、保健室に報告の上、帰県後2週間を待たずに対面授業の出席を許可します。但し、上記検査が陰性であっても、発熱等の体調不良がみられた場合は、かかりつけ医や保健所に相談すること。	WEB形式の活動を主とすることを推奨します。島根県外への移動予定申請書(寮生は外泊届を寮母に提出)にて移動予定をチャーターに報告することとします。その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を遵守してください。	WEB形式の活動を主とすることを推奨します。島根県外への移動が必要ない場合は、『県内外への移動予定申請書』(寮生は外泊届を寮母に提出)にて移動予定をチャーターに報告することとします。その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を遵守してください。	学生は自由に構内への立入ができます。なお、引き続き日々の健康観察や感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)を励行してください。 学外者は、感染拡大防止対策に最大限の配慮をしていただき、キャンパス訪問を許可します。高大連携活動及び入試広報イベントについては、別に定めるガイドラインに準ずることとします。 なお、施設利用(学生ラウンジ、3階パソコン実習室)は、平日9時から17時の間で利用を許可します。	サークル・ボランティア活動は、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)を行って下さい。毎年4月に開催する学生団体活動説明会に参加し、サークル等活動継続願の提出が必要。なお、活動再開にあたっては、活動計画書に感染対策の計画を明示することを求めます。 また、学内施設は1日1団体のみの利用とします。施設利用前後には、消毒・清掃等を行ってください。	・アルバイトをする際には、チャーターに届け出が必要です。 ・3密を避けること。休憩中にも3密+大声で喋らないこと。 ・感染リスクの高い施設でのアルバイトを禁止します。 ・その他、接客、対面となる業種については、(可能な限り自粛する)、感染防止対策を十分にとられているものを選ぶこと。		平日8時45分から20時の間で利用を許可します。なお、一度に利用する人数に制限を設け、感染対策を行います。 学生・教職員以外の利用は禁止とします。			引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)に最大限の配慮をして、対面会議も利用しますが、遠隔会議システム等を利用したオンライン会議の開催を推奨します。	・常時、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。 ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛して下さい。 ・帰省等、居住地を離れる場合は、県内外を問わず事前にチャーターに「県内外への移動予定申請書」を用いて「移動先」「期間」「理由」を伝えること(県外から更なる移動(県内への移動を含む)についても「県内外への移動予定申請書」に記載すること。寮生の場合は、寮母に外泊届を提出するが、無断外泊、虚偽記載は退寮の対象になることがある。 ・島根県外からの来県及び同地域への移動は、極力控えること。 ・やむを得ず島根県外へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ➢感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、三密の回避等) ➢繁華街への夜の外出は控える。 ➢会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。 ➢「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)」を利用する。 ・やむを得ず島根県外に滞在していた場合は、必ず帰県後2週間を自宅待機し、健康観察を行うとともに、その間、アルバイトも中止し不要不急の外出を控え、他者との接触を極力控えること。また、体温測定等の健康観察及び体調不良時の大学への連絡を徹底すること。			

令和 3 年 6 月 30 日

浜田キャンパス協定留学（派遣）のガイドライン

協定留学（派遣）については、留学の教育効果と渡航時のリスクなどを総合的に考慮しながら、学生の安全確保を最優先に考えて実施の可能性を慎重に探っていくこととし、大学間の交流協定に基づく協力体制がある派遣先に限り、以下に記す渡航の条件及び判断基準を満たす場合に渡航を認めることとします。

<対象となる留学>

- 島根県立大学学則第 25 条に係る協定留学

<渡航の条件>

- 協定留学先の外務省海外安全情報の危険レベルが「レベル 1 以下」であること。
- 協定留学先の外務省感染症危険レベルが原則「レベル 1 以下」であること。但し、新型コロナウイルス感染症の影響による「レベル 2」の場合、渡航までにワクチン接種を済ませ、抗体のできるまでの期間を満了する場合は、派遣の可否を大学が個別に判断をする。

<個別の判断基準>

- 学生本人及び保証人（保護者）が渡航を強く希望していること。
- 渡航先で入国に際しての隔離等政府の定める措置や条件が明確に示されており、その措置をとれる環境が確保されていること。
- 渡航先で日本からの入国制限がなく、渡航に支障がないこと。
- 渡航先の医療体制が十分に整っており、受診が可能であること。
- 協定校が留学生の受け入れを実施しており、感染予防対策や感染した場合の支援体制が十分に整っていること。
- 協定校が対面授業を実施していること。

以上